

令和2年 第20回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年11月26日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年11月26日

東京都教育委員会第20回定例会

〈議題〉

1 議案

第281号議案

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定について

第282号議案

令和2年度東京都公立学校校長等任用審査について

第283号議案及び第284号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報告事項

- (1) 都民の声（教育・文化）について〔令和2年度上半期（4月～9月）〕
- (2) 令和3年度教育庁所管事業予算見積について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）	
教育長（再掲）	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
教育政策担当部長	小原昌
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和2年第20回定例会を開会いたします。

本日は、宮崎委員から、所用により御欠席との届出をいただいております。

本日は、教育新聞社ほか1社からの取材と、4名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社ほか1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいた

します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

なお、現在、都内においても、新型コロナウイルスの感染者が増加しているという状況がございます。傍聴の皆様方にも、マスクの着用など、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 10月22日の第18回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、10月22日の第18回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

次に、11月12日の第19回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお

願い申し上げます。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第 282 号議案から第 284 号議案まで、及び、報告事項(3)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱わせていただきます。

議 案

第 281 号議案

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」
の改定について

【教育長】 それでは、第 281 号議案「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定についての説明を、人事部長からお願いいたします。

【人事部長】 第 281 号議案「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定について御説明いたします。

資料の 1 ページでございます。

初めに、「これまでの経緯」でございます。

国におきましては、教員の大量退職、大量採用による教員の年齢構成や経験年数の不均衡により、教員の体系的かつ継続的な研修を充実させていくための環境整備が急務と考えまして、平成 28 年 11 月に「教員公務員特例法」を改正いたしました。

この改正では、二つの囲みのおり、まず、右側の囲みですが、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、校長及び教員の資質に関する指標を策定すること。そして、左側の囲みですが、文部科学大臣は、そのための指針を定めることが示されました。

これを受けまして、矢印の下ですが、都教育委員会では、平成 29 年 7 月に、「東京

都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定いたしました。

策定に当たりましては、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにすることを目的といたしました。

指標の活用ですが、各学校では、校長と教員の自己申告の面接において、教員の力がどのレベルであるか、今後どのような力を身に付けていけばよいか、校長が指導したり、教員自身が課題を認識したりする場面などで活用されております。

また、都教育委員会では、研修計画を策定する際などに活用しております。

続きまして、資料の下の方ですが、「今回の改定について」でございます。

具体的には、これまでの指標に加えまして、養護教諭版と栄養教諭版の指標を追加させていただきたいと考えております。

その背景としては、2点ございます。

第1は、養護教諭版の必要性でございます。

これまで、各学校では、養護教諭等についても、平成29年度に策定いたしました教諭版の指標を活用してまいりました。しかし、約3年が経過する中で、養護教諭等について、職の専門性や実態を反映した新たな指標が必要といった声がございました。

第2は、栄養教諭の上位職の設置でございます。

都教育委員会では、令和2年度から、栄養教諭の上位職を新たに設置いたしました。来年度から学校現場で「主任栄養教諭」の任用を開始するタイミングでございますので、栄養教諭等の指標が必要と考えたものでございます。

次に、2ページを御覧ください。「養護教諭版」、「栄養教諭版」の概要でございます。

上は、既に策定済みの「教諭版」で、左下が「養護教諭版」で、右下が「栄養教諭版」の様式でございます。

最初に、教諭版と同一の部分について御説明いたします。

まず、資料の右上の吹き出しでお示ししたとおり、教育管理職の部分につきましては、養護教諭版、栄養教諭版ともに、教諭版と同一でございます。

その理由といたしましては、教育管理職は、養護教諭や栄養教諭から昇任した場合でも、教諭から昇任した場合でも、職務が同じためでございます。

このほか、主幹教諭の部分や教育課題に関する対応力につきましても、教諭版と同一にさせていただきます。

次に、教諭版と書き分けた部分について御説明いたします。

まず、表頭の「成長段階」についてでございます。養護教諭版は、教諭版と同じですが、栄養教諭版につきましては、教諭版と書き分けております。

その理由ですが、都教育委員会では、右下の欄外にお示ししておりますとおり、学校栄養職員として所定の期間を経た者、具体的に申し上げますと、学校栄養職員歴が6年以上の者を対象に、選考を行いまして、栄養教諭に任用してございます。

そのため、栄養教諭1年目であっても、学校給食の管理など、多くの力が既に一定レベル以上でございますので、1年目からの成長段階を「基礎形成期・伸長期」と併記してございます。

さらに、栄養教諭版では、成長段階の年数を短く設定してございます。

これは、栄養教諭が主任選考を受ける際に、学校栄養職員としての経験年数を一定の割合で教諭歴に加えることができるためでございます。このため、最短で3年目で「主任栄養教諭」になり、5年目に「主幹教諭（栄養）」になることも可能になってございます。

続いて、「教員が身に付けるべき力」を御覧ください。

一番上にある「学習指導力」につきまして、左下の「養護教諭版」では、「保健管理に関する力」を、右下の「栄養教諭版」では、「学校給食の管理に関する力」を加えてございます。

次に、それぞれの指標の具体的な記述について御説明いたします。

3ページですが、こちらにつきましては、平成29年に策定し、現在活用している「教諭版」でございます。

表の「教員が身に付けるべき力」の「学習指導力」における「教諭」の欄を御覧ください。

ここでは、「学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための指導計画の作成及び学習指導を行うことができる。」、「児童・生徒の興味・関心を引き出し、個に応じた指導ができる。」などと示してございます。

次に、4ページの、今回追加策定いたします「養護教諭版」でございます。

表の「教員が身に付けるべき力」の「学習指導力、保健管理に関する力」における、養護教諭の欄でございますが、「学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒理解に基づき、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育ができる。」、「児童・生徒の健康状況を把握し、救急処置、疾病予防などの保健管理を適切に行うことができる。」と、養護教諭の職の専門性や職務内容を反映させた記述にしてございます。

次に、5ページの「栄養教諭版」でございます。

「教員が身に付けるべき力」の「学習指導力・学校給食の管理に関する力」における、栄養教諭の欄でございます。

「地区における食育推進に取り組み、同僚、食育リーダー、関係機関等と円滑な連携を図ることができる。」、「学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒理解に基づき、学級担任等と連携を図りながら、食に関する指導を進めるとともに、地区内の食育リーダー等からの相談に的確に応じることができる。」など、栄養教諭の職の専門性や職務内容を反映させた記述しております。

以上、養護教諭版、栄養教諭版につきまして御承認いただきましたら、区市町村教育委員会や各学校に周知し、活用を促してまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 こういった形で、養護教諭、栄養教諭に関して、明確にそれぞれの職務に応じた内容に変えることというのは、大切なことと思いますので、基本的によいと思います。

ただ、1点、質問させていただきたいと思います。

主幹教諭に関しては、養護、栄養、通常の主幹教諭とも、みんな同じ内容になっていますが、ここでは、養護の専門性とか栄養の専門性とかは、果たして問われないのだろうかというのが、ちょっとわからなかったです。

つまり、特に、今年のように、コロナのようなことが起こったりして、こういう健康状態と教育内容との間の整合性を取ったりとか、養護の主幹教諭だからこそ、発揮できる力とか、能力というものもあるのではないかと思います。

あるいは、栄養に関しては、近年、例えば、子供の中には、家庭で十分食事がとれない子供たちの問題とか、社会的に見たときに、少し広い視点から子供の健康や栄養について考えるという問題もあったりするのかなと思います。

そういうときに、教育的な配慮と同時に、栄養の面から配慮したりとか、主幹教諭が、この（養護）や（栄養）が付いているからこそ、発揮できる能力もあるのかなというふうにも想像しました。

それが、「主任」までは、今回、新たに入っていますが、「主幹」では、全く同じ形になっているのは、何か理由があるのかどうかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

【人事部長】 「主幹教諭」のところは、三つとも同じようにしております。

「求められる能力や役割」のところに出ておりますが、「学校運営組織における中心的な役割を担う。」、「管理職を補佐し、教員を育成する。」という役割でございます。

もっと具体的に分かりやすく言いますと、主幹教諭は学校でどんな役割を担うかという、教務ですとか、生活指導ですとか、重要なポストでの仕事をして、先ほど申し上げたような業務をするということでございます。

この中については、もともと教諭だった者と、養護教諭、栄養教諭から主幹になった者とは、その役割と果たすべきものは変わらないというものでございます。

委員がおっしゃるように、もともと栄養教諭だったから養護教諭だったからということでの専門性の部分は、それより前のところでも実現できておまして、それはそれで、もちろんやっていただきつつ、更にマネジメント部分が加わってくるので、こういうところはしっかりやってほしいというものでございます。

【北村委員】 この主幹教諭のところに関しては、より管理・運営のところを強調していることはわかります。「主幹教諭の求められる能力や役割」として囲ってあるのが、三つとも一緒というのは、教育管理候補者としての、正に管理・運営に関わる場所ですので、よく分かります。

ただ、何となく、もう少し栄養や養護の特性といったものが反映されても、おかしくはないのではないかというのが、個人的な意見としては考えます。

もちろん、「それを絶対に入れろ」というほどのことでもないもので、今後、ちょっ

と検討していただけるといいかと思えます。

実態がどういうふうな形かということ、私自身が十分理解していないところがありますので、主幹教諭に関しては、管理・運営のところを強調することが適切だということで、こういう形になっているかと思えますので、これを認めないということをお願いわけではありません。

ただ、より「栄養」とか「養護」について専門性を持った主幹教諭ですので、そういった人たちの能力を適切に見極めて、その能力をより良く発揮していただくための指標だと思えますので、今後少し検討していただけるとありがたいなと思えます。

【秋山委員】 この養護教諭、栄養教諭が、管理職として登用されていくというのは、大変いいことだと思えます。

ただ、主幹教諭になったときに、実際の養護教諭とか栄養教諭は、学校に1人配置でいらっしゃるの、今の業務でさえも大変忙しいだろうなと想像しています。

そのときに、管理職の業務が加わるとなると、大変な状況になるのではないかと思います。

そうすると、主幹教諭に栄養教諭がなったときに、別に栄養教諭が、その学校に配置されるのかどうか。養護教諭が管理職になったときに、養護の教諭が別に配置されるのかどうか。

そのあたりの環境調整が1人職種については必要ではないかというふうに思います。

【人事部長】 制度的な現状を申し上げますと、養護教諭が上位職に昇っていったときに、再度もう1人付くかということ、そういうことはございませんので、養護教諭の仕事をしながらも、主幹の仕事もやっていただくということになっております。

【次長】 すみません。補足させていただきます。

副校長、校長という管理職まで、養護教諭や栄養教諭がなれば、別の養護教諭や栄養教諭が入りますが、ここでいう主幹教諭、「教育管理職候補」というところまでは、もう1人入ることはないというのが現状でございますので、「教育管理職候補」として頑張ってくださいみたいな形に、現状ではなっております。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

養護教諭というのは、我々の時代には、「保健の先生」と言っていましたし、栄養教諭は、「給食担当の方」と言っていました。それが、こういう形で、教育現場で

きっちりと評価されるということは、非常に結構なことだと思います。

ただ、校長先生とか副校長先生の職務の中に、「評価査定」というようなことがあって、教育現場で実際にやっているか分かりませんが、通常の世界では、評価をしたら、必ずフィードバックをするということをやっています。

そうすると、今の副校長先生、校長先生が、こういう養護教諭、栄養教諭のきちんとしたフィードバックができるのかなと、ちょっと思いました。

このこと自身は、非常にいいことだと思いますが、これをより有効にするためにも、逆に、一般の副校長、校長先生の対応にも、能力が求められるということになると思いますので、よろしくお願いします。

【人事部長】 今回、養護教諭、栄養教諭のうち、特に養護の方は、現在でも、校長、副校長先生がいらっしゃるんですが、一般の養護教諭の先生が圧倒的に多いわけです。

一般の校長先生から養護教諭の指導育成上、今までは、「教諭版の中でやってください」ということだったのですが、これでは、養護教諭の仕事がよく書かれていないから、養護教諭と自己申告面談をするときに、「あなたは、今この段階にいるので、次の段階に行くには、こういう力を付けた方がいいよ」というようなやり取りが、なかなかしづらかったという声が聞こえてまいりました。

そういうことであれば、養護教諭のものをつくった方がいいだろうということで、今回、このような御提案をさせていただいたわけでございますので、これを機会に、さらに、各学校で養護教諭と校長との自己申告面談で、「今度どこまでできたか」、「どこに行くべきか」というようなやり取りが、これをもって具体的にできるのかなというふうに思っております。

【山口委員】 ありがとうございます。

それぞれの先生方のモチベーションが、より分かりやすくなって、整理されたという事は、非常によろしいと思います。

ただ、ほかの委員の皆様が御心配になっているのは、制度はできたけれども、実際の運用面でうまく活用されるためには、環境面のところがあると思います。

ほかの先生方の意識がどういうふうになるかとか、協力態勢がどうなるかとか、そういうところを、制度は整備されたけれども、実際に活用されていくまでには、まだまだ現場の中ではいろいろあると思いますので、そういったところにも気を配りなが

ら運用していただければと思います。

【人事部長】 正に、この制度が生きた制度となって、それぞれの職員がモチベーションを上げて、実務能力が伸ばせるように進めていきたいと思っております。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。
では、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

報告事項

(1)都民の声（教育・文化）について〔令和2年度上半期（4月～9月）〕

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)都民の声（教育・文化）について〔令和2年度上半期（4月～9月）〕の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 報告事項(1)都民の声についてでございます。

教育庁や都立学校など、各教育機関が実施している施策や事業などに対していただいた御意見を、毎月、ホームページ等では公表しております。

また、半期ごとに、年2回、教育委員会定例会におきまして御報告しているものでございます。

今回は、令和2年度の上半期（4月～9月）までについて取りまとめましたので御説明いたします。

まず、1ページ目の「1 都民の声」でございます。

令和2年度上半期に受け付けました件数は、上段のグラフの一番右の柱の下の、8887件で、令和元年度の下半期の3661件と比較しまして、5226件の増となっております。

増の主な理由は、新型コロナウイルス感染症に対する御要望等が、多数寄せられているということでございます。

また、お寄せいただいたものを、性質別で見ますと、下段の表にありますように、「苦情」が最も多く、4860件ということで、全体の55%を占めております。

2ページの表は、それを分野別にしております。

「健康管理」に関するものが多く、3934件でございまして、全体の44%を占めております。続いて、「生徒指導」「学校運営」となっております。

3ページから5ページまでは、多数を占めましたテーマ及び件数と、主な事例を掲載しております。

3ページ目ですが、「児童・生徒の健康・保健に関するもの」では、3903件寄せられております。

一つ目の事例ですが、「コロナ禍で、学校再開の体制を徹底して整える」ことを求める要望でございます。

「対応」ですが、都教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を策定いたしまして、各都立学校に対して、徹底した感染予防と、児童・生徒等の学びの保障との両立に取り組むよう、通知を行いました。

また、区市町村教育委員会に対しても、小中学校等の再開への取組の参考として、本ガイドラインを区市町村立学校における留意点を付したガイドラインと併せて、周知をしております。

次に、4ページ目の上段ですが、こちらも、「児童・生徒の健康・保健に関するもの」の二つ目の事例になります。

都立学校生の保護者から、昼食時、新型コロナウイルス前と変わらず、生徒が向かい合って普通に会話して食事をしていることについて、指導の徹底を求める御要望でございます。

「対応」ですが、当該校には、教室内の掲示やショートホームルームで、各担任から全生徒に指導するとともに、生徒会から、昼食時の放送で注意喚起を行っております。

その下は、「学校の管理・運営に関するもの」で、1620件寄せられております。

「事例」としては、都立学校の空調が効かず、ある授業で使った教室では、30度を超えた中で授業が行われていたという苦情でございます。

「対応」ですが、この学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、常に教室

の窓を開けて換気をしていたため、空調をつけていても、教室の温度が十分低下していない状況でありました。

今回の御指摘を受けまして、外気温と室温に注意しながら、こまめに窓の開閉による換気を行うなど、ガイドラインに基づく適切な環境管理を、教職員間でそれを改めて共有しております。

あわせて、教室によってはですが、扇風機を配置し、効率的な空気循環と室温低下を行うなど、校内の感染症及び熱中症対策の徹底を図っております。

その下ですが、「児童・生徒の非行・公共マナー、生活指導等に関するもの」で、1078件寄せられております。

「事例」ですが、学校帰りと思われる都立学校生が、駅構内の飲食店に複数で来店し、マスクをせず、大声で話したり、通路を塞ぐなどしており、店員が注意しても改善されなかったという苦情でございます。

「対応」ですが、その学校では、直ちに今回の御指摘の内容を校内放送で伝えておりました。改めて“三密”を避けた行動などを注意喚起するとともに、当該生徒に対しては、感染症対策を踏まえた行動や迷惑行動について、個別に指導を行っております。

5ページは、「学習等に関するもの」でございまして、662件寄せられております。オンライン教育に期待しており、都内公立学校における通信環境の整備や利活用の推進等を求める要望でございます。

「対応」ですが、都教育委員会では、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を加速化しており、ICTを活用したオンライン教育の実施に向けた環境整備を、当初の計画より前倒しをして進めております。

「学習支援クラウドサービス」の前倒しの導入や、「ICT支援員」の派遣や配置を行っております。

また、国による「GIGAスクール構想」も前倒しをされておりました。都としても、都内公立小中学校の端末整備が、今年度中に完了できるよう、いろいろな支援を行っております。

さらに、都内全公立学校に対して、オンライン学習を推進する指導者育成のための研修等を実施するなど、利活用の推進も図っているところでございます。

その下は、「教職員のサービス、接遇等に関するもの」で、559 件寄せられております。

「事例」ですが、都立学校の教員が、授業中、マスクを着用しないで授業していたというものでございます。

「対応」ですが、英語の授業中に発音が聞き取りにくくなるということで、マスクを外していた教員がいたということですが、当該校では、マスクの着用やフェイスシールド、アクリル板の活用について、当該教員及び全教職員に対して、改めて指導を徹底しております。

次に、6 ページ目は、「請願」になります。

「請願」は、東京都教育委員会請願処理規則などにに基づき提出されたもので、請願者に対して、検討結果を通知するよう定められております。

令和2年度上半期の件数は、表の右下になりますが、14 件でございまして、そのうち、「生徒指導」に関するものが8 件、「学校運営」に関するものが2 件などとなっております。

「事例」としては、7 ページに、「教科書採択について」、8 ページに、「都立高校定時制課程」に関するものがございまして、それぞれ請願者に通知した検討結果を載せております。

9 ページは、「陳情等（団体要請）」ということで、団体から寄せられた苦情でございまして。

令和2年度上半期の件数は65 件でございまして、「学校運営」に関するものが26 件、「生徒指導」に関するものが18 件となっております。

「事例」としては、10 ページに、「障害者教育の充実」について、11 ページに、「オンライン教育」、「教科書採択」「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分」などに関する陳情を載せております。

12 ページは、「公益通報制度」についてでございます。

まず、(1)の「窓口別受理件数内訳」を御覧ください。

上段の「教育庁等窓口」は、公益通報者保護法で必置とされており、教育委員会の事務局内部に窓口を設け、東京都の教職員が実名で通報するための窓口です。

下段の「弁護士窓口」は、コンプライアンスに対する意識をより一層高める観点から、より多くの意見が寄せられるよう、平成25年4月から受付けを開始したもので、

「教育庁窓口」では対応できない、匿名での通報、区市町村の教員に対する通報なども対象としております。

こちらの窓口は、教員や児童・生徒とその保護者、さらに、一般都民からの通報も対象としております。

「弁護士窓口」への通報につきましては、担当弁護士に寄せられた通報内容を、弁護士から私どもにお伝えいただき、私どもで必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から調査結果を通報者に回答するという流れで処理をしております。

令和2年度上半期の受理件数ですが、「弁護士窓口」のみの38件となっております。

制度の性質上、具体的な通報内容をお示しできませんが、いじめに関するもの、職員の勤怠管理に関するもの、会計処理に関するもの、個人情報の取扱いに関するもの、体罰に関するものなどでございます。

続きまして、「(2)弁護士窓口受理分に係る処理状況」の表を御覧ください。

平成30年度に受理した29件につきましては、調査が終了した事案が25件、調査中の事案が4件となっております。

令和元年度は、30件を受理しておりますが、調査終了の事案が19件で、調査中の事案が11件となっております。

令和2年度に受理した38件につきましては、調査が終了した事案が10件で、調査中の事案が28件となっております。

今後とも都民の声に耳を傾けながら、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

こういったところで声をお寄せくださる方々というのは、東京の教育をよくしたいという思いで、皆さん、お寄せくださっていると思いますので、今後も、是非真摯に耳を傾けて、どのような対応ができるかをしっかり検討していくことが大事だなと思いつつ、拝見いたしました。

今年は特に、新型コロナの影響で、それに関するものが多いというのは、やはりそうだなと思いましたが、それと同時に、こうした特殊というか、特殊であってほしいのですが、こうした特殊な状況に対する都民の方々の御心配と同時に、そうではなく、通常の中でしっかりと変えていかなければいけないことについての御意見も、ずいぶんあるなと思います。

特に、陳情のところ、特別支援学校に関するものがいくつかあるのが、少し気になりました。

なかなかすぐに対応できないものもあるかと思いますが、誰一人取り残されずに、質の高い教育をきちんと受けられる機会を保障してあげるということで、こういった声にきちんと耳を傾けて対応することが大事だと思いますので、是非よろしく願いいたします。

【総務部長】 様々な御要望や陳情をいただいておりますので、いただいておりますものについては、課題があるものもございりますが、一つ一つ丁寧に課題を整理して、少しでも前に進むようにすることで、私どもとしても取り組んでいきたいと思っております。

【秋山委員】 都立学校の空調のことがありましたが、これから冬になってきますので、冬のコロナの感染症対策の空調管理について、どのようになっているかを教えてください。

【総務部長】 やはり、換気をとりながらというのが基本になりますが、冷房と同じで、室温と外気温の関係を見ながら、こまめな換気をとということで、寒くなる前に、都立学校に改めて周知、徹底するよということ、お願いをしたところでございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにないようでしたら、それでは、本件につきましては、報告として承りました。

報告事項

(2) 令和3年度教育庁所管事業予算見積について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(2)「令和3年度教育庁所管事業予算見積について」の説明を、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 報告事項(2)について御説明いたします。

先週の11月17日に、東京都の各局から提出されました令和3年度予算の要求状況が、財務局から発表されましたので、本日は、そのうち、教育庁所管事業の予算見積状況につきまして、簡単に御説明申し上げます。

初めに、「Ⅰ 歳入歳出予算」についてでございます。

令和3年度歳出予算の見積額は、8757億1100万円でございます。対前年度比82億1300万円の増で、増減率は0.9%の増で見積っております。

その内訳でございますが、教育比の約8割を占めております給与関係費につきましては、7092億9800万円でございます。対前年度比15億400万円の増で、増減率は0.2%の増となっております。

一方、事業費でございますが、引き続き教育の様々な課題に積極的に取り組むため、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進に係る予算の増などにより、対前年度比67億900万円の増で、増減率は4.2%の増となっております。

次に、「Ⅱ 定数見積増減」でございます。

下段の計の欄でございますように、学校教職員定数の令和3年度見積の合計は、6万5798人で、対前年度比589人の増で見積っております。

増となっております主な事項でございますが、児童・生徒数の増減等に伴いまして、教員定数増の見積りを行っております。

また、小学校においては、教科担任制等の推進で増要求を、高等学校及び特別支援学校におきましては、赤羽北桜高校と東久留特別支援学校の新設に伴います増要求等を行っております。

資料の2ページに進みます。

教育庁所管事業の主要事業につきましては、本日、時間の関係などもございますので、新規に実施する事業などを中心に、資料のこの2ページにまとめましたので、ポ

イントを絞って御説明いたします。

資料の左側の上段、青い線が引いてあるところですが、「教育内容・方法等の充実」でございます。

まず、一つ目は、「ICTを活用した教育の推進」といたしまして、「TOKYO スマート・スクール・プロジェクトの推進」でございます。

小中学校には、今年度、1人1台端末や無線LAN環境がおおむね整うこととなりますので、来年度は、都立学校について全国への無線LAN配備を行います。

また、小中学校では、1人1台端末を事業等で円滑に導入していくための、端末導入支援員の配置支援等を行ってまいります。

あわせて、高等学校及び特別支援学校高等部における端末1人1台体制につきまして、令和4年度からのCYODによる体制整備に向けて、制度を構築してまいります。

また、デジタル教科書の活用に関する研究も実施いたします。

現在、国においても検討がされておりますが、都においても、小・中学校及び都立学校におきましても、デジタル教科書活用についての研究を実施してまいります。

次に、「基礎学力の育成・定着」における、「小学校教科担任制等の推進」でございます。

小学校における発達段階に応じた指導体制の一層の充実と、中学校教育への円滑な接続を図るため、推進校において、教科担任制等の取組を実施してまいります。

次に、「英語教育の充実」における、「オンラインを活用した英語学習の充実」でございます。

都がこれまで作成してきた映像教材を含め、新たな映像教材も追加して、Webサイトに掲載いたしますとともに、国内外の大学等と連携し、国内と海外の中高生が英語で交流するオンラインイベントを開催いたします。

次に、「理数教育の充実」で、「都立高校における理数教育重点校の指定」でございます。

都立高校において、新たに理数教育重点校を指定いたしまして、高度な理数に係る探究活動や、先端企業・大学等との共同研究など、特色ある教育を展開してまいります。

次に、「産業を支える職業教育の推進」で、「工業高校における教育の充実」でございます。

I T人材を育成する、新たな教育プログラム、「TOKYO P-TECH」を、都立町田高校において、実施年度を前倒しして、令和3年度から実施いたします。

また、工業高校の教育の充実及び魅力向上に向けまして、民間企業の先端技術の活用方法に関する調査研究等を進め、今後の在り方に関する構想を策定していきたいと考えております。

次に、「防災教育の充実」で、「防災ノートの改訂等」でございます。

昨今の風水害の発生状況等を踏まえた「防災ノート」の内容の見直しと、令和4年度からのデジタル教材化に向けた取組を実施してまいります。

次に、右側に移ります。

「特別支援教育の充実」でございます。

既に公表しておりますが、「特別支援学校八丈分教室の設置」でございます。

都立八丈高校内に特別支援学校の分教室、こちらは、知的障害普通科高等部でございますが、これを設置いたしまして、島しょ地区における、特色を生かした教育内容や、適切な規模の在り方等を検証してまいります。

そして、「都立高校における通級による指導の実施」でございます。

都立高校におきまして、発達障害等のある生徒が、どの都立高校に進学しましても、必要な支援を受けられる環境を整備いたしますため、これまで、土曜日等に学校外で実施してきたコミュニケーション・アシスト講座に加えまして、学校内で、放課後等に必要な指導を受けられる仕組みを、全校に導入してまいります。

次に、「優れた教員の確保、働き方改革の推進」でございます。

一つ目は、「幼稚園教諭免許保有者の小学校教員免許取得支援」でございます。

幼稚園教諭経験者等に、小学校教員への道を開くため、小学校教員免許取得に係る費用の支援を実施してまいります。

また、「スクール・サポート・スタッフ配置支援」でございます。

来年度は、予算規模を全公立小中学校に拡大して、区市町村を支援してまいります。

次に、「学校施設等の整備」でございます。

一つ目は、「公立学校における体育館空調整備の推進」でございます。

都立学校における整備を進めるとともに、公立小中学校におけるリースによる整備も含めた支援を、引き続き実施してまいります。

また、「公立学校におけるトイレ整備の推進」でございます。

トイレの洋式化等について、都立学校における整備を進めるとともに、区市町村への支援を延長して実施いたします。

次に、「その他の取組」でございます。

一つ目は、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」でございます。

組織委員会と連携、調整を図りながら、また、感染症対策や暑さ対策も含めた安全対策を講じながら、子供たちの大会感染等に取り組んでまいります。

また、「全国高等学校総合文化祭開催への取組」でございます。

令和4年度に、日本の高等学校の芸術・文化活動の祭典で、“文化部のインターハイ”とも呼ばれる、「全国高等学校総合文化祭・東京大会」が開催されます。

この大会は、各都道府県を代表する高校生が全国から集結し、美術作品の展示や演劇、音楽の舞台発表などの、芸術・文化を披露するものでございます。

令和3年度は、本大会の前年度になりますので、プレ大会等を実施するなど、着実な準備等を行ってまいります。

最後に、「外国人の子供の就学事務に関する区市町村支援」でございます。

外国人の子供たちの就学支援を図るため、就学のためのガイドラインを策定いたしますとともに、他言語に対応した就学案内ができるよう、区市町村の就学事務を支援してまいります。

資料の3ページに進みます。この3ページから最後の13ページまでにかけては、東京都教育ビジョン第4次の体系に基づきまして、今御説明いたしました主な新規事業及びこれまでも実施してまいりました継続事業について、予算見積内容を記載してございますので、御確認いただければと思います。

以上で、来年度の予算見積の概要についての説明を終わらせていただきます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 新たな事業は、いずれも非常に大切なものばかりかなと感じています。

いくつか挙げると、小学校の教科担任も、これから進んでいくでしょうし、TOK

YO P-TECHについては、先日、経団連の報告書でも、「これは、フラッグシップになるようなプロジェクトだ」ということで、経団連でもこれを一生懸命やりたいというでした。

また、学校施設については、区市町村間の差というのが、いまだに大きいなということ、個人的な感想として持っておりますので、都立学校がそうですが、公立小中学校についても、なかなか整備が進んでいないところについては、是非支援していただきたいという希望を持っております。

一つ、この教員の確保のところ、今回、非常に多くの金額が組まれていますが、内閣府が中心になって、学校の少人数学級についての議論が進んでいます。このことが、どのような結論に行くかということは、そろそろ提言がまとまるころです。

また、働き方改革を進めるという意味では、このスクール・サポート・スタッフというのが、非常に重要な役割になってくることが見込まれますので、今はこの金額ですが、場合によっては、もっと多くなってくるのではないかとことも想像されます。

そういうサポート・スタッフがキーになってくるのではないかと感じておりますので、しっかりと、学校をサポートする体制づくりを進めていただきたいということ、強調したいと思います。

【教育政策担当部長】 スクール・サポート・スタッフでございますが、先だっこの働き方改革に関する御報告の中でも、この事業は効果を上げているということでございまして、今回、この規模でということ、予算計上させていただきました。

引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

時代のニーズに即した教育関係にそれぞれ充てられるということで、非常にいいのかなと思います。

ただ、そう思う反面で、「これでお金が足りるのかな」と。「それぞれの項目をもっとやろうと思えば、もっとお金が要るのじゃないか」と思います。

例えば、ICTのところ、155億1800万円が計上されていますが、これは、都のお金だけなのか。全体の予算を見ると、国庫支出金が1434億円になっていますが、これは、義務教育負担金だけです。ICTの支援とかも入っているのでしょうか。

【教育政策担当部長】 入っております。ICTに関する支援金なども含めての金額になっております。

【遠藤委員】 教員の給与補填のほかに、ICT関係とその他の分もここに入っているということですね。

【教育政策担当部長】 さようでございます。

【遠藤委員】 それから、これは、変な話ですが、昨今のコロナ騒動の中で、新聞等の報道を見ていると、これは、教育関係の予算とは直接リンクしないのかもしれませんが、都の場合には、非常に豊かな財政調整金を持っていて、いろいろなものが出てきたとしても、臨時的なものに対するバッファー能力が非常に強いというのが、長年、都の予算の特長だったと思います。

それが、コロナ騒動でかなりバッファー能力が落ちてきたというようなことが、新聞等で伝えられていますが、教育関係の予算については、これだけでは足りないということも、今後出てくる可能性もありますので、必要なものは、補正とかいったところでどんどん対応するように要望したいと思います。

【秋山委員】 7ページの「(2)障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実」のところについてです。

今年は、特別支援教育とかインクルージョン教育の議論をしたところです。

ここの③に、肢体不自由特別支援学校において、専用のスクールバスを運行することが書かれています。

また、⑥に、都立高校に在籍する医療的ケアを要する生徒への看護師の配置等を実施するという事業が書かれています。

こういう取組を続けていただくことで、インクルージョン教育が進んでいくのではないかと考えています。

そのためには、環境調整、例えば、公立学校にはエレベーターがないので通学できないとか、医療的ケアを保護者自身が付き添って行うとか、保護者が看護師を雇用して対応しているという状況が、まだありますので、今後は、そのあたりにも目を向けて取り組んでいただければと思います。

【山口委員】 コロナの関係で、ICTやオンラインを活用してといったところは、今までの計画以上に進まざるを得なかったところがあって、今回もそこに厚く予算を

付けられていると思います。

コロナがあったから進まざるを得なかったというところではありますが、将来を見たときに、この予算について、コロナがあるからではなくて、ICTを活用して教育をどうやっていくかといったところを見ながら、この予算を是非有効に活用の仕方を検討していただきたいと思います。

そして、コロナがあったのでうまく進んだけれども、「教育というのはこういうものだよね」という本質のところも、是非議論しながら進めていただければと思います。

【教育政策担当部長】 山口委員から今御指摘いただいた部分について、この2ページに表示させていただいているところがございますが、左上の「ICTを活用した教育の推進」の二つ目のところの、「デジタル教科書の活用に関する研究」など、しっかりと使いこなしていくというところに力を入れて、取り組むような形で進んでおります。

御指摘を踏まえて、しっかりとやっていきたいと思っております。

それから、秋山委員から御指摘があったところも、引き続きのものになりますもので、こちらのペーパーには、スクールバスなどを計上しておりませんが、しっかりと取り組んでまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。 よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませぬようでしたら、本件につきましては、報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 12月10日(木) 午後1時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、12月の第2木曜日となります12

月 10 日に開催を予定させていただきたいと思います。

ただ、開始時間につきましては、日程等の都合によりまして、午後 1 時からとさせていただきますと考えております。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明のとおり、次回の教育委員会につきましては、12 月 10 日の午後 1 時から開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、次回は、12 月 10 日（木）の午後 1 時からとなりますので、お間違いのないよう、よろしくお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、特に何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前 10 時 53 分)